

学位論文審査報告書

平成 27 年 2 月 6 日

大学院経済学研究科長
中村 亨 殿

論文審査委員会

主査 教授 岩橋 誠一



副査 教授 中村 亨



副査 教授 山上 宏人



副査 名誉教授 関 劭



本学学位規則第 8 条の規定により論文審査の結果の要旨および学位の授与に関し下記のとおり報告致します。

記

| | |
|-------|--------------|
| 学位申請者 | 岡部 芳彦 |
| 論文題目 | イギリス検認遺産目録研究 |

論文審査の結果の要旨

本審査委員会は、学位請求論文の審査及び口頭試問結果に基づき、学位請求者（以下請求者）の研究業績が学位を授与するに相応しい業績であるという結論に至った。その理由は以下のとおりである。

学位請求論文は『イギリス検認遺産目録研究』と題されている。このタイトルからも判るように、本論文は経済史研究のよって立つ史料研究という形をとっている。この形式自体が内容とあわせてユニークであり、請求者のオリジナリティを示すことになっている。

まず第1に、請求者は『遺産目録』という第1次史料が史料としての「正当性」や「有効性」を有しているかを、『遺産目録』の法的背景と査定方法を詳しく検討することによって、また在外研究の成果も活かして、その「正当性」、「有効性」を論証している。この点、従来の研究史で比較的軽視されていた分野であり、請求者のオリジナリティを示す結果となっている。その内容もそつなく、問題点も含めたバランスのとれた評価ならびに研究の出発点となっている。さらに、歴史家（経済史家）の重要な仕事である史料の発掘及びその公刊という面からみても、史料そのものを、手稿から活字化して論文に収録していること、さらに研究対象地域の『遺産目録』の『索引』の英語での公刊計画が、請求者も含め進行していることから、請求者の業績といてよい。

第2に、この史料を使ったケース・スタディについても、当該地域（ブリストル）の各種職業及び職業人の経済活動、経済状態についての研究成果が、それ自体で史料の「正当性」や「有効性」の証明となっている。この点に請求者のユニークさがある。

第3に、ケース・スタディについてはファクト・ファンディングを極めて禁欲的に結果を提示するという姿勢がとられている。この禁欲性は一面「ものたりない」という評価もありえようが、本論文の基本的性格からいってやむをえないというだけでなく、この点をおぎなって余りあるものが、請求論文の初出の掲載誌が、本学の『神戸学院経済学論集』や『大阪大学経済学』といった紀要だけでなく、『アロマ・リサーチ』といった他分野の雑誌にも及んでいることである。この点では、本学経済学部がウクライナ国立農業科学アカデミー・アグロエコロジー・環境マネジメント研究所との学術協定を結んだ際に、請求者が仲介者としての役割を果たしたことも付言しておきたい。

以上の検討により、当委員会は総合的に判断して、学位請求論文を博士（経済学）の学位を授与するに相応しいものと認める。